

防衛省訓令第24号

船舶の信号符字に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

船舶の信号符字に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）の信号符字に関して必要な事項を定めるものとする。

(信号符字の指定)

第2条 防衛大臣は、あらかじめ、信号符字として使用する文字及びその組合せを指定するものとする。

(信号符字の付与等)

第3条 幕僚長等（陸上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の使用する船舶にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊の使用する船舶にあつては海上幕僚長、航空自衛隊の使用する船舶にあつては航空幕僚長、防衛大学校の使用する船舶にあつては防衛大学校長、防衛装備庁の使用す

る船舶並びに装備品等の研究開発に関する訓令（平成
27年防衛省訓令第37号）第2条第5号及び第6号
に基づき試作等される船舶にあつては防衛装備庁長官
をいう。以下同じ。）は、船舶（専ら港内行動を本務
とする船舶を除き、総トン数100トン以上の船舶に
限る。）に、信号符字を付与しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、幕僚長等が特に信号符字
を付与する必要があると認めるものについては、防衛
大臣の承認を受けて信号符字を付与することができる
。

3 幕僚長等は、船舶の除籍、区分の変更その他の理由
により信号符字を付与しておく必要がなくなったとき
は、当該船舶の信号符字の付与を取り消さなければな
らない。

4 幕僚長等は、第1項若しくは第2項の規定により信
号符字を付与したとき、又は前項の規定により信号符
字の付与を取り消したときは、別記様式により防衛大
臣に報告するとともに、当該船舶の関係の部隊又は機

関の長に通知するものとする。

（信号符字の使用の制限）

第4条 幕僚長等は、前条第3項の規定により信号符字の付与を取り消したときは、取り消した日から1年を経過するまでの間は、当該信号符字を付与しないものとする。

（信号符字の告示）

第5条 防衛大臣は、第3条第4項の規定による報告を受けたときは、信号符字の付与又はその取消しについて官報で告示するものとする。

（委任規定）

第6条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

（海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関する訓令の廃止）

- 2 海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関する訓令
(昭和48年海上自衛隊訓令第60号。以下「旧訓令」という。)は、廃止する。
- 3 旧訓令第3条第1項による信号符字の付与並びに同条第3項による報告及び通知は、それぞれ、この訓令第3条第1項の規定による信号符字の付与並びに同条第4項の規定による報告及び通知とみなす。

別記様式

防衛大臣 殿

幕僚長等

船舶に対する信号符字の付与取消しについて（
報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

種別	番号	名称	信号符字	付与	備考
				年月日 取消し	

注：不要の文字は、まっ消すること。